

令和 7 年度決算に基づく
大網白里市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

大網白里市監査委員

監 第 129 号
令和8年8月7日

大網白里市長 金坂 昌典 様

大網白里市監査委員 古川 光夫
同 北田 宏彦

令和7年度決算に基づく大網白里市健全化判断比率審査及び資金不足
比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

〔 本報告は、大網白里市監査基準（令和2年大網白里市監査委員告示第2号）に
準拠したものである。 〕

令和7年度大網白里市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和7年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月21日から令和8年8月7日まで

第3 審査の着眼点及び実施内容

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成されているかなどを主眼に、算定根拠資料を照合精査するとともに関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

第5 健全化判断比率等の状況

本市における健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	令和7年度	令和6年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.17	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.17	30.00
③ 実質公債費比率	9.2	9.6	△0.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	25.7	29.0	△3.3	350.0	

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載している。

※ 「早期健全化基準」とは、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

※ 「財政再生基準」とは、国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表す指標であり、令和7年度の実質赤字比率については、前年度と同様に一般会計等における実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表す指標であり、令和7年度の連結実質赤字比率については、前年度と同様に全会計における連結実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものであり、令和7年度の実質公債費比率については、9.2%で、前年度(9.6%)と比較すると0.4ポイントの改善である。

なお、単年度の実質公債費比率は、8.51%で、前年度(9.39%)と比較すると0.88ポイントの改善である。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{一般会計等の公債費} \\ \text{(地方債元利償還金)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{公債費に準じる額} \\ \text{(準元利償還金)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{特定財源 + 係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(単位：%)

実質公債費比率 (3か年平均)	内訳 (単年度)		
	令和7年度	令和6年度	令和5年度
9.2	8.51	9.39	9.74

※ 実質公債費比率(単年度)は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、令和7年度の将来負担比率については、25.7%で、前年度(29.0%)と比較すると3.3ポイントの改善である。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{地方債現在高等に係る基準} \\ \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(2) 資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
ガ ス 事 業 会 計	—	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

※ 資金不足額がない場合には、「—」を記載している。

※「経営健全化基準」とは、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標であり、各公営企業会計における令和 7 年度の資金不足比率については、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率は発生しない。

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}^{\ast 1}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}}$$

※ 1 資金不足額

・ 資金不足額（地方公営企業法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額

※ 2 事業の規模

・ 事業の規模（地方公営企業法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

第 6 むすび

令和 7 年度の健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、算定の基礎となる一般会計等が黒字となったため、当該比率は発生していない。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回る結果となっている。

しかしながら、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続いている。本質的な意味を考えながら、積極的な財政健全化の取り組みを進めていただきたい。

また、公営企業であるガス事業、病院事業及び下水道事業については、今後、人口減少が進む中で、将来を見据えた事業計画を検討するとともに、経営基盤の強化に鋭意努められたい。